

(議案その二)

令和二年九月

定例島根県議会議案(条例)

次の議案別紙のとおり提出します。

令和2年9月3日

島根県知事 丸 山 達 也

第113号議案	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例	1
第114号議案	住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	3
第115号議案	新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例	4
第116号議案	島根県立農林大学校条例の一部を改正する条例	6
第117号議案	島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	7

第113号議案

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき個人番号の利用に関する条例（平成27年島根県条例第51号）の一部を次のように改正する。

別表第1中8の項を9の項とし、同表の7の項中「（中等教育学校の後期課程を含む。）」を削り、同項を同表の8の項とし、同表中6の項を7の項とし、同表の5の項中「県立高等学校」を「県立の高等学校」に改め、同項を同表の6の項とし、同表中4の項を5の項とし、3の項を4の項とし、2の項の次に次の1項を加える。

3 知事	私立の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）の専攻科の生徒又は学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
------	---

別表第1に次の2項を加える。

10 教育委員会	県立の高等学校の専攻科の生徒に対する就学支援金に相当する額の支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
11 教育委員会	国立又は公立の高等学校の専攻科の生徒又は学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2中8の項を9の項とし、同表の7の項中「（中等教育学校の後期課程を含む。）」を削り、同項を同表の8の項とし、同表中6の項を7の項とし、同

表の 5 の項中「県立高等学校」を「県立の高等学校」に改め、同項を同表の 6 の項とし、同表中 4 の項を 5 の項とし、 3 の項を 4 の項とし、 2 の項の次に次の 1 項を加える。

3 知事	私立の高等学校の専攻科の生徒又は学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	就学支援金関係情報であって規則で定めるもの
------	---	-----------------------

別表第 2 に次の 2 項を加える。

10 教育委員会	県立の高等学校の専攻科の生徒に対する就学支援金に相当する額の支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	就学支援金関係情報並びに独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）による学資の貸与及び支給に関する情報であって規則で定めるもの
11 教育委員会	国立又は公立の高等学校の専攻科の生徒又は学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	就学支援金関係情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

第114号議案

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法施行条例（平成14年島根県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第1中25の項を26の項とし、14の項から24の項までを1項ずつ繰り下げ、同表の13の項中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改め、同項を同表の14の項とし、同表中12の項を13の項とし、4の項から11の項までを1項ずつ繰り下げ、3の項の次に次のように加える。

- 4 私立の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）の専攻科の生徒又は学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2の1の項第3号中「県立高等学校」を「県立の高等学校」に改め、同項第5号及び第8号中「（中等教育学校の後期課程を含む。）」を削り、同項の事務の欄に次のように加える。

- (9) 県立の高等学校の専攻科の生徒に対する就学支援金に相当する額の支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
- (10) 国立又は公立の高等学校の専攻科の生徒又は学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、別表第1の13の項を改め、同項を同表の14の項とする改正規定（「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改める部分に限る。）は、令和2年12月1日から施行する。

第115号議案

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、県立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和29年島根県条例第6号）第21条第2項及び市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和29年島根県条例第7号）第19条第2項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。次条及び第3条第1項において同じ。）により生じた事態に対処するための県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員（以下この条及び第3条第1項において「教職員」という。）の特殊勤務手当の種類、支給される教職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(特殊勤務手当の種類)

第2条 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための特殊勤務手当の種類は、防疫作業等従事手当とする。

(防疫作業等従事手当)

第3条 教職員が、学校若しくは寄宿舍（新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者が在籍、居住又は勤務するものに限る。）又はこれらに準ずる区域として教育委員会規則で定めるものにおいて、新型コロナウイルス感染症から幼児、児童又は生徒の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって教育委員会規則で定めるものに従事したときは、防疫作業等従事手当を支給する。

2 前項の手当の額は、1日につき、4,000円を超えない範囲内で教育委員会規則で定める額とする。

(教育委員会規則への委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

2 前項の定めをするときは、教育委員会は、あらかじめ人事委員会と協議するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和2年2月1日から適用する。

第116号議案

島根県立農林大学校条例の一部を改正する条例

島根県立農林大学校条例（昭和57年島根県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「最終学年の3月」を「大学校を卒業する日の属する月（以下この項及び第9条において「卒業月」という。）」に、「2月1日」を「卒業月の前月の1日」に改める。

第9条ただし書中「最終学年の3月分」を「卒業月分」に、「当該月前」を「卒業月前」に、「当該月分」を「卒業月分」に、「及び前条」を「並びに前条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第117号議案

島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

島根県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年島根県条例第60号）の一部を次のように改正する。

別表第1 隠岐大峯山風力発電所の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の島根県公営企業の設置等に関する条例の規定は、規則で定める日から適用する。